

ママさんナース応援 BOOK



♪ 妊娠おめでとうございます ♪

天陽会 中央病院看護部

目次

- 1.はじめに・・・妊娠したら？
- 2.産前・産後の休職
- 3.出産
- 4.育児休業
- 5.天陽会保育所利用について
- 6.休業中のお金の話
- 7.Memo



産前休暇期間

<予定> 平成 年 月 日～平成 年 月 日
<実取得日> 平成 年 月 日～平成 年 月 日

出産予定日:平成 年 月 日
<出生日> 平成 年 月 日

育児休業期間

<予定> 平成 年 月 日～平成 年 月 日
<実取得日> 平成 年 月 日～平成 年 月 日

1.はじめに・・・妊娠したら？

このたびは、妊娠おめでとうございます♪♪♪♪

出産を迎えるにあたり、様々な届出書類が必要になります。

一緒に必要な書類の準備をしましょう！！



?? 妊婦さんに必須な母子健康手帳 ??

- ① 赤ちゃんの心拍が確認される妊娠 8～12 週頃にかかりつけの産婦人科医より妊娠証明書をもらいます。
- ② ママさんの住民票を置いてある自治体(市町村の役場や保健センター)に行って妊娠届出書を提出しましょう。
- ③ これで母子健康手帳の準備はできましたね♪
☆かかりつけの産婦人科の連絡先や緊急時の連絡先を記入して出勤・外出時には必ず持ち歩きましょう。



当院の就業規則(ママさんと赤ちゃんを守る為の規定です)

(母性健康管理のための休暇等)

第 21 条

1 女性職員から母子健康法に基づく保健指導または健康診査を受けるために通院休暇の請求があったときは、次の範囲で休暇を与える。

妊娠 23 週まで……………4 週に 1 回

妊娠 24 週から 35 週まで……………2 週に 1 回

妊娠 36 週から出産まで……………1 週に 1 回

※ただし、医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間

2 妊娠中または出産後の女性職員から、保健指導または健康診断に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申し出があった場合、次の措置を講ずることとする。

① 妊娠中の通勤緩和

通勤緩和の指導の場合は、その指導に基づき時差出勤、通勤時間の短縮等

② 妊娠中の休憩に関する措置

休憩時間等についての指導の場合には、その指導に基づき便宜休憩時間の延長、休憩の回数増加等

③ 妊娠中または出産後の症状等に対する措置

症状等に対応する指導を受けたい場合には、その指導に基づき作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

2.産前・産後の休職

産前とは・・・？

出産予定日を含め 6週(42日)をいいます。

※多胎妊娠の場合は 14週

注)この休業は無給です!!!

産後とは・・・？

出産翌日から 8週(56日)をいいます。

※産後 6週は強制的な休業です。

注)この休業は無給です!!!

♡出産育児一時金♡

1人の出産につき 42万円行政から支給されます。

総務へ以下の書類を提出して下さい。
必要な書類は総務にてお渡しします。

休職届

認印

※育児休業給付金の申請等で使用します。

☞ **総務へ**



3.出産

♪出産おめでとうございます♪

待ちに待った赤ちゃんとの新生活の始まりですね。

新しい生活や慣れないことでママさんは睡眠不足になりがち・・・

しっかりと栄養・休養をとってくださいね♡

退院後、産後休暇の期間中に以下の書類を総務まで提出してください。

育児休業申請書(産後休業期間中にお願いします)

健康保険・厚生年金産前産後休業取得者申出書

健康保険・厚生年金育児休業取得者申出書

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

母子健康手帳(コピー)

育児休業給付受給資格確認票・育児休業基本給付金支給申請書

※銀行に持っていく金融機関印が必要です。

※産後、赤ちゃんを連れて出歩くのは大変なので産前休暇中に
済ませておくことをお勧めします。

健康保険出産手当支給申請書

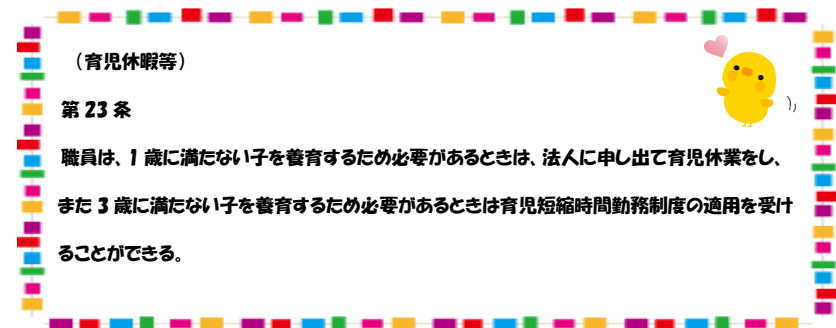
※出産した病院での証明書が必要です。



4.育児休業

育児休業とは・・・？

お子さんの1歳の誕生日前日までです。



5.天陽会保育所利用について

対象者は、病院に勤務する職員の子のうち産後8週間を経過した日から小学生まで。

通常保育：職員の勤務時間内の間実施する保育

延長保育：通常保育に引き続いて職員の勤務時間が延長した間実施する保育。

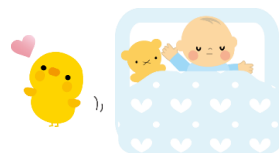
夜間保育：夜勤をする職員の場合は所属長と保育園管理者の許可が必要。

一時保育：一時的な理由により必要であると保育園管理者が認めた場合に限る。

病児保育：原則、病児保育はしない。

※個人的な理由での預かりはしません。

保育所を利用する際は、既定の利用申込書が必要になります。



6.休業中のお金の話

産前・産後・育児休業中は病院から給与の支給はありません。

産休・育休中の社会保険料は免除となります。

免除期間は以下のとおりです。

☆産休期間：出産日以前42日(多胎妊娠の場合98日)から出産日後56日

☆育休期間：産後休業終了日の翌日から子供が1歳になる誕生日の前日まで

☆保険料免除期間：出産前の休業をはじめた月から、子供が1歳になる誕生日の属する月の前日まで

ですが、以下の手当があります。

出産手当金

加入している健康保険から生活を支える目的で支給されます。

☆金額について☆

日給の2/3×産前・産後休業日数＝出産手当金となります。

標準報酬月額÷30＝日給

※標準報酬月額とは・・・？給与明細の手当等全て含めた総支給額のこと。

※予定日超過した場合には、その分の日数も含まれます。

※ご本人もしくはご家族からの出産の報告を受けてからの申請になります。

申請後、およそ2か月後に指定の口座に振り込まれます。



育児休業給付金

加入している雇用保険から経済的な支援を目的として支給されます。

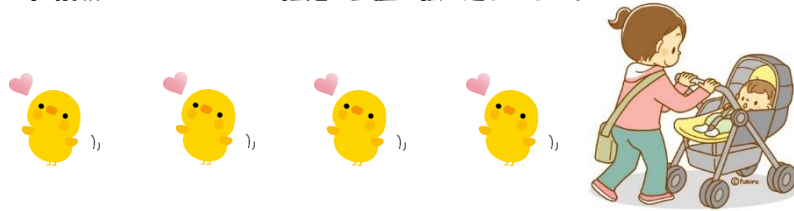
☆金額について☆

標準報酬月額×0.67(育児休業開始～180日まで)

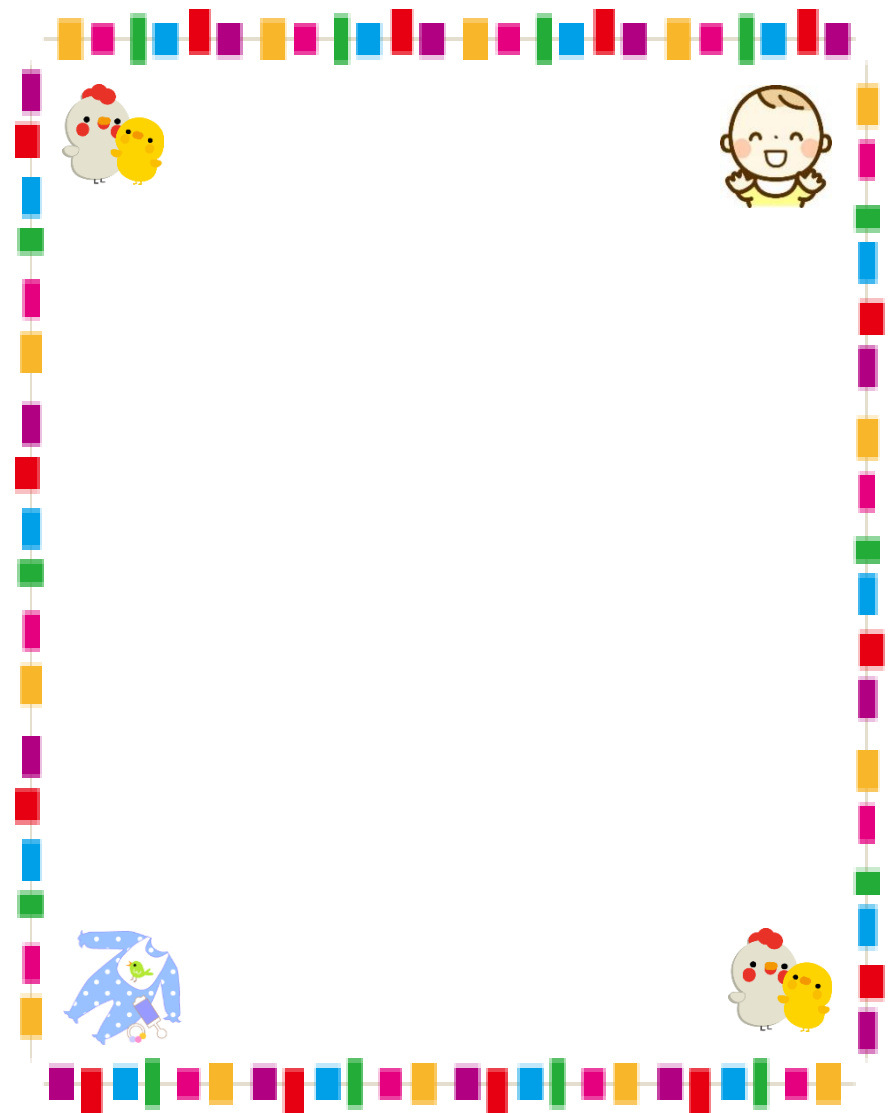
標準報酬月額×0.5(181日～)

※育児休業期間(産後8週以降)に入り、給与支給がされていないことを確認してからの申請になります。(毎月給与支給日に確認)

※申請後、しばらくしてから指定の口座に振り込まれます。



7.Memo



平成 29 年 1 月作成